

1 身体拘束とは

平成12年4月に介護保険制度がスタートしたとき、介護保険施設指定基準に身体拘束の禁止規定が盛り込まれた。

これにより、介護施設や指定居宅サービス等では、**身体拘束は原則禁止**とされた。

身体拘束の定義

衣類や綿入り帯等を使って、一時的に「介護を受ける高齢者等」の身体を拘束したり、運動することを抑制する等、利用者の行動を制限すること。

2 身体拘束が禁止される理由

身体拘束は、本人に対し身体機能の低下や精神的苦痛、認知症の進行等をもたらすだけでなく、家族を精神的に傷つけたり、介護施設に対する社会的不信・偏見を生み出す等、様々な危険性を持っている。

拘束が拘束を生む「悪循環」

1. 身体拘束を行うと

動く力のある人を長時間縛りつける

- 無理な姿勢が強要されると…身体の動きに逆らう長時間の固定→関節等への負担
- ひも等が身体を擦過したり、皮膚に食い込むと…
皮膚の鬱血等による痒み→異常に掻きむしる等

(声)「仕方がない」と思ったけど、やっぱり見てもらえない。家族として、この選択は正しかったのだろうか？

2. 新たな介護ニーズの出現

身体拘束が引き起こす身体機能の低下等

- 関節等への負担 →今まで自分で歩けた、支えられたのに、衰えてできない
- 異常に掻きむしる等→治療しても擦過傷等が常態化

3. 困った、どうしよう？

今まで以上に目配りしなければ…

- 衰えてできない状態になると…→すぐに転倒してしまう
- 擦過傷等が常態化すると… →なかなか治癒せず、更に傷口が広がっていく

(声)「施設に行ってからなんだか元気がないような…」「あの施設は、老人を縛ってるらしいよ…」

4. 拘束しておく方が安全だろう

- 一人で歩いて怪我をすると困る
- 傷が治るまで触ると困る

前と同じように、縛っておこう

身体拘束の例外

身体拘束は、次の3つの要件をすべて満たす場合、「緊急やむを得ない」ものとして認められることがある。

このとき、「身体拘束の方法」「拘束をした時間」「利用者の心身の状況」「緊急やむを得なかった理由」を記録しておくとともに、書面による本人又は家族の確認・同意が必要

- ① 切迫性 利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- ② 非代替性 他に代替する介護方法がない。
- ③ 一時性 行動制限が一時的なものである。

1 高齢者虐待の定義と種類

高齢者虐待防止法により規定されている「**高齢者虐待**」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。次のいずれかに該当する行為をいうとされています。(高齢者虐待防止法第2条)

1. 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。(身体的虐待)
2. 高齢者を衰弱させるような著しい減食若しくは長時間の放置、養護者以外の同居人による高齢者虐待行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること、又は高齢者を養護すべき養介護施設従事者等の職務上の義務を著しく怠ること。(介護・世話の放棄・放任(いわゆるネグレクト))
3. 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。(心理的虐待)
4. 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。(性的虐待)
5. 養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。(経済的虐待)

【高齢者虐待の具体的な例】

身体的虐待	<ul style="list-style-type: none">・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる。・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする。 など
介護・世話の放棄・放任 (いわゆるネグレクト)	<ul style="list-style-type: none">・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている。・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。・室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる。・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない。・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること。 など
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none">・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。・侮辱を込めて、子供のように扱う。・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。 など
性的虐待	<ul style="list-style-type: none">・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。・キス、性器への接触、セックスを強要する。 など
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none">・日常生活に必要な金銭を渡さない又は使わせない。・本人の自宅等を本人に無断で売却する。・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。 など

2 高齢者虐待への対応

養護者又は養介護施設従事者等から虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、その旨を市町村に通報しなければならない(高齢者虐待防止法第7条、第21条)

通報を受けた市町村は、関係者(機関)と連携協力の上、高齢者の安全確認や事実確認をした上で、必要な対応を実施。

例えば、高齢者の安全の確保のため、積極的な介入が必要と判断された場合は、

- ・立入調査
- ・高齢者の保護(養護者との分離)
- ・老人福祉法に基づく老人福祉施設への措置
- ・面会の制限
- ・養介護施設・養介護事業所への指導等 が行われる。

以上のとおり、高齢者虐待に対応されますが、何よりも虐待に至る前に未然に防止できたり、仮に虐待が起ってしまっても重大な事態になる前に早期に発見し対処されることが、非常に重要です。

そのため、各地域で、地域包括支援センターをはじめとして、老人(在宅)介護支援センターなどの関係機関や、民間団体等(社会福祉協議会、社会福祉施設・事業所など)との連携協力体制を整備し、高齢者虐待の未然防止や早期発見などに取り組まれています。

① ケアの質

- ・認知症ケアの問題

② チームとして

- ・職員間の連携の問題

③ 負担・ストレスの軽減と組織風土

- ・負担の多さ

- ・組織風土